

京丹後市地域振興対策事業補助金交付要綱の一部改正(案)の概要

1 補助対象事業について

集会施設等整備事業において、補助対象事業は「ア 新築事業」「イ 増築事業」「ウ 購入事業」「エ 改築事業」「オ 修繕事業」と規定します。

2 補助対象経費について

アからエの各事業における補助対象経費からは、土地の取得費、造成費、外溝工事費及び備品購入費は除くこととします。

オの事業については、集会施設の修繕費及び集会施設以外の地区所有施設の整備費（ただし、1件当たりの事業費が100万円以上のものに限る。）を補助対象経費とします。

3 補助金の額について

補助金の額を算定するための建築単価として、本市では公立学校建物の施設整備における京都府が定めた地域別単価に1割を加算したものを補助単価（平成16年度地域別単価151,800円/m²×1.1=166,980円）と規定し、学校建物と集会施設との面積の違いを勘案して、この単価に1.25を乗じたものを本市の建築単価としました。

また、集会施設の床面積については、その限度面積を地区の世帯数に応じて規定することとしました。

建築単価にこの限度面積を乗じ、さらに補助率として3分の2を乗じた金額を補助限度額として規定しました。

(1) ア、イ、ウの事業における補助金の額は、この補助限度額と〔補助対象経費×2/3〕の額のいずれか低い額の範囲内としています。

(2) エの主要構造物を残す改築事業における補助金の額は、補助限度額にさらに3分の2を乗じた額と〔補助対象経費×2/3〕の額のいずれか低い額の範囲内としています。

なお、改築事業とは、基礎、柱、梁、屋根又は小屋組の主要構造物を残して、既存施設の全部又は一部を解体し施設を改築する事業とします。

(3) オの修繕事業において、補助対象経費の3分の1以内の額を補助金の額としています。

す。

なお、既存施設の屋根、外壁、建物内部の床・壁・天井、給排水設備、電気設備を大規模に改修する事業を修繕事業とします。

4 集会施設の床面積について

集会施設の床面積は、地区等に係る次の世帯数(前年の10月1日における世帯の数)区分に応じた右欄に掲げる面積を限度として規定します。

| 世帯数区分(単位：戸) | 限度面積(単位：㎡) |
|-------------|------------|
| 50未満 | 130 |
| 50～99 | 170 |
| 100～149 | 200 |
| 150～199 | 230 |
| 200～299 | 270 |
| 300～399 | 300 |
| 400～499 | 350 |
| 500以上 | 400 |

この床面積の考え方は、便所、厨房、廊下、玄関、物置等を集会施設における共通の面積とし、これに世帯数に応じた会議室の面積を加えることで限度面積をあらわしたものです。